

「令和元年台風 15 号真如苑基金」 助成募集要項

「令和元年台風 15 号真如苑基金」について

千葉南部災害支援センターでは、真如苑様からの寄付 240 万円を原資に「令和元年台風 15 号真如苑基金」を設けました。

下記の要領で、千葉県南部において被災者支援活動を行う、千葉県内に拠点を置く団体等へ助成を行います。

1. 対象となる事業

- ・「令和元年台風 15 号（令和元年房総半島台風）」被災家屋に対して団体等が実施する屋根の補修修繕（ブルーシート展張など）の活動経費

2. 対象となる地域

千葉南部災害支援センターの対象とする地域
（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）

3. 対象となる団体

- （1）非営利で、公益的・社会的な活動を行っている千葉県内に事務所を置く団体
（法人格の有無は問わない）
※千葉県内に拠点があり、県内団体との連携が認められる県外団体も対象とします。
- （2）以下のいずれにも該当しない団体
 - ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
 - ・反社会勢力と関係のある団体

4. 助成実施期間

2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの活動

5. 助成金額

1 回 40,000 円（人件費：30,000 円 材料費：10,000 円） 1 団体月 2 回程度

6. 対象となる経費

人件費、資機材費
（他の助成事業との組み合わせは構いませんが、経費の重複がないようにしてください）

7. 申請受付期間

随時

8. 助成申請方法

- ・ 所定の助成申請書に記入の上、メール、郵送のいずれかにて提出してください。
(応募書類は Web サイトからダウンロード可能)

9. 選考方法

- ・ 選考委員会において、書類および必要に応じてヒアリングによる選考
- ・ 選考では申請内容、インターネットなどで公開されている情報を確認したうえで、採択を決定します。

10. 結果通知

採択後、すみやかに通知します

11. 採択団体が実施すること

- ・ 活動実施の積極的な情報発信(web サイト、ブログ、facebook 等)
- ・ 助成期間終了後おおむね 1 か月以内に、活動報告書の提出

12. 助成金の支払い方法について

- ・ 活動報告書の提出後、指定の銀行口座(団体名義)に助成金の振込を行います。

13. 重要な注意事項(必ずお読みください)

- ・ 助成対象団体情報を公開します。
※公開情報 団体名、代表者氏名、所在地
- ・ 助成事業申請書にこゝに記載いただいた個人情報、選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。
- ・ 提出いただいた書類・資料等は返却できません。
- ・ 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねます。
- ・ 助成金に関わる収支の証拠書類(領収書など)を整理し、いつでも閲覧できるようにしてください。証拠書類は事業実施終了後 3 年間の保存が必要です。
- ・ 事業変更(中止)については、手続きを行っていただきます。また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は全額返還していただきます。
- ・ 法令や条例、規則などに違反した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成金の返還を求めることになります。

14. お問い合わせ・申請先

千葉南部災害支援センター

〒296-0233 千葉県鴨川市金東 5 番地

TEL 0470-94-5551 FAX 050-3737-9081 Eメール info@sdcrc.jp

Web サイト www.sdcrc.jp